⑵　国際商取引における贈賄防止に関する取組

アメリカは、ウォーターゲート事件等をきっかけに外国公務員に対する商業目的での贈賄行為を違法とする国内法を1977年に制定し、1989年にはＯＥＣＤに対し、不正な報酬に対する国際的な対処のための措置を設けるべきとの提案を行った。これを受け、ＯＥＣＤ内に設置された専門家グループにおいて検討が行われた結果、1994年、ＯＥＣＤ加盟国に対し、国際商取引に関連した外国公務員への贈賄の抑止・防止についての実効的措置を求めるなどとする最初の理事会勧告が採択された。

その後、1997年５月、1994年の勧告が改訂されたところ、この改訂された勧告において、犯罪構成要件、外国公務員の定義、裁判権、制裁等、外国公務員に対する贈賄規制の共通の要素等が合意され、外国公務員への贈賄を犯罪化する国際条約の策定作業を開始することが決定された。

これを受け、1997年11月、ＯＥＣＤは、主に先進国による贈賄が国際商取引（貿易及び投資を含む。）において広範に見られる現象であり、深刻な道義的及び政治的問題を引き起こし、グッド・ガバナンス及び経済発展を阻害し国際的な競争的条件をゆがめていることを考慮し、世界的に外国公務員への贈賄を抑止及び防止するため、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（以下「ＯＥＣＤ外国公務員贈賄防止条約」という。）」を採択した。同条約は、1997年12月に我が国を含む33か国が署名し、1999年２月に発効した。

ＯＥＣＤ外国公務員贈賄防止条約は、全17条から構成され、犯罪の構成要件、外国公務員の定義、制裁、裁判権等とともに、条約の効果的な運用のための司法共助、犯罪人引渡し、各国実施状況のフォローアップ等について規定している。

今日、ＯＥＣＤ外国公務員贈賄防止条約の締約国は我が国を含め41か国（2014年５月現在）となっているが、先進国の大半が締結しており、腐敗防止のための国際的な取組の一つとしての役割を果たしている。

⑶　人事院の関わり

人事院は、こうしたＯＥＣＤの取組に対し、倫理インフラストラクチャーの策定に当たって指導助言する専門家グループへの参加、我が国における公務員倫理向上のためのメカニズム等についての積極的な情報提供等、専門機関として継続的な貢献を行っている。

２　腐敗の防止に関する国際連合条約

⑴　腐敗の防止に関する国際連合条約の策定、活動等

上述したＯＥＣＤ外国公務員贈賄防止条約の採択等、腐敗問題に対する国際的な議論の深まりを受け、2000年12月、腐敗行為の防止に関する包括的な条約を起草するための政府間特別委員会が国際連合総会決議によって設立され、2003年10月31日、「腐敗の防止に関する国際連合条約（以下「国連腐敗防止条約」という。）」が国際連合総会において採択され、2005年12月14日に同条約が発効した。2015年４月現在、ＡＳＥＡＮ諸国を含む175の国等が同条約を締結している。我が国は、2003年12月に署名し、2006年に締結について国会承認を得たところ、必要な国内法の成立を待って締結することとしている。

この条約は、腐敗を、民主主義の制度及び価値、倫理上の価値並びに正義を害するとともに、持続的な発展及び法の支配を危うくする重大な問題であるとし、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等一定の行為の犯罪化、犯罪収益の没収、財産の返還等に関する国際協力等について規定している。

国連腐敗防止条約には、人事行政に関し、公務員の採用、昇進、退職等人事管理において、効率性・透明性原則及び能力、公平、適性等の客観的基準原則に基づくことや、適正な給与等の設定の促進等とともに、公務員の誠実性、廉直性及び責任感を高めるよう求める規定が盛り込まれている。

同条約の履行のため、締約国の制度・実施体制の整備、締約国間の協力の推進、実施状況の把握・評価が必要であり、2006年から、およそ２年に１回、締約国会議が開催されている。近年においては、2009年11月にカタールで開催された第３回締約国会議における決議において、①腐敗防止措置に係る分野における知見の蓄積、②腐敗防止措置について締約国間における情報・経験の交換の促進、③腐敗防止措置のベストプラクティスの集積等、④腐敗防止のための市民社会も含めた関係部門間の協力の促進の４項目を主な任務とした防止措置作業部会が設置された。

⑵　人事院の関わり

我が国は未締結の署名国であることからオブザーバーとしての参加となるが、人事院は、所掌する一般職国家公務員に関連する議題が取り上げられる会合に、我が国政府の代表の一員として職員を派遣してきている。2012年には、公務員の行動規範、公務員制度における効率性・透明性原則及び客観的基準の確保、腐敗防止に係る教育及び訓練の促進、公共調達等に係る利益相反や腐敗及び財産報告制度等が議題として取り上げられた第３回防止措置作業部会において、多様な方策による現状の把握・分析に基づき課題を明確化した上で、腐敗防止に向けたより効果的な予防策を策定するという我が国の教育及び訓練における積極的方策について説明を行うなどした。

３　ＡＤＢ／ＯＥＣＤアジア太平洋腐敗対策イニシアティブ

⑴　アジア太平洋地域における腐敗対策の取組

アジア太平洋地域の国々においても、社会・経済の発展等に伴い、腐敗が政治的な安定及び経済的な繁栄・成長を阻害する影響を持つことから、腐敗との戦いの必要性を強く認識するようになってきた。そうした中、腐敗防止のため、ＡＤＢとＯＥＣＤが共同で、1999年にマニラ、2000年にソウルで、アジア太平洋地域の30以上の国が参加し、当該地域における腐敗対策に関する会合を開催した。

これらの会合では、腐敗は、グッド・ガバナンスを害し、法の支配を侵食し、経済成長及び貧困削減努力を妨げ、商取引における競争条件をゆがめる広汎な現象であって、道義上及び政治上重大な懸念を提起するものであるとの認識が共有されるとともに、腐敗との戦いは複雑な作業であって社会全ての構成員の関与が必要であり、腐敗と効果的に戦うためには地域内の協力が不可欠であるとの認識が共有された。

2000年のソウル会合において、アジア太平洋地域の国々のために、効果的な国家的・地域的な反腐敗戦略を策定し実施することを支援する枠組みとして、ＡＤＢ及びＯＥＣＤの協力の下、アジア太平洋腐敗対策イニシアティブの設立が支持された。あわせて、グッド・ガバナンスの促進、法の支配の強化、企業活動における清廉性の向上、反腐敗努力への市民の参加を促す積極戦略の発展が、腐敗との戦いにおける優先分野であることが確認された。

2001年に東京で開催された第３回会合では、公務員倫理、贈収賄対策及び一般市民の関与という三つの優先分野を柱とした「アジア太平洋腐敗対策行動計画」が取りまとめられ、2002年以降、同イニシアティブ参加国は同計画に基づいた取組を行い、同イニシアティブにおいて定期的にそのレビュー等が行われた。

その後、2003年の国連腐敗防止条約の採択や批准国の増加等を踏まえ、同イニシアティブ発足10年を迎える2010年に戦略方針を策定し、アジア太平洋地域における同条約の実施の拡大支援を優先事項に位置付けた。

同イニシアティブには、現在、日本を含め、アジア太平洋地域の31か国・地域の腐敗対策機関、法執行当局等の関係官庁や関係国際機関等が参加している。関連する会合としては、優先事項を定め参加国の腐敗対策に係る改革を支援することを目的におおむね１年に１回開催される執行委員会会合、専門家と政策立案者を招へいし特定のテーマを設定して議論を行う地域会合、市民団体や民間企業等より幅広い関係者が参加するおよそ３年に１回の地域カンファレンスがある。